

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第1号）

（衆議院 7.11.25可決 参議院 11.26内閣委員会付託 12.3本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、いわゆる紛失防止タグを「位置特定用識別情報送信装置」と定義した上で、当該装置を所持する相手方の承諾を得ないでその位置情報を取得する行為等を規制対象に追加する。
- 二、警察本部長等が、警告を求める旨の申出を受けていなくても、職権で警告することができることとする。
- 三、警察本部長等又は都道府県公安委員会が警告又は禁止命令等（以下「警告等」という。）をしたときは、警告等に係る申出を受けた場合以外の場合においても、速やかに、当該警告等に係る違反行為の相手方に通知をしなければならないこととする。
- 四、警察本部長等が、警告等があった場合において、当該警告等に係る違反行為の相手方に係る情報を保有し、又は保有しようとしている者（以下「相手方情報保有者等」という。）が当該警告等を受けた者であって現にストーカー行為等をするおそれがあるものに対して当該相手方の氏名、住所等の情報を提供するおそれがあると認めるときは、当該相手方情報保有者等に対し、当該提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知して、当該提供を行わないよう求めることができることとする。
- 五、ストーカー行為等が行われている場合における当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に係る努力義務の主体に、当該相手方を雇用する者及び当該相手方が就学する学校の長を追加する。
- 六、禁止命令等若しくは聴聞又は警告を行うことができる機関に、当該禁止命令等若しくは聴聞又は警告に係る違反行為の相手方の当該違反行為が行われた時における住所又は居所の所在地を管轄する機関を追加する。
- 七、この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。ただし、四については、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

【附帯決議】（7.12.2内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 本法による位置特定用識別情報送信装置を用いた位置情報無承諾取得等に対する規制を始めとする、ストーカー行為等に対する種々の規制の実効性を高めるための方策について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 二 オンラインでのつきまとい等、ストーカー事案の手口が多様化・巧妙化していることに鑑み、ストーカー行為等の実態について不断の情報収集・分析を行い、必要な対策を講ずること。また、被害者等の位置情報を把握する行為に着目した規制の在り方について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 三 ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）第2条第3項に基づく政令の改正に当たっては、規制事項を具体的かつ明確なものとし、対象を不当に拡大しないようにすること。
- 四 ストーカー規制法第4条に基づく警告は被害者の意向を踏まえて行うこととし、職権による警告を検討する際にも、被害者との相談等を通じて被害者の心情を丁寧に把握し、その意思を尊重すること。
- 五 外形的にはストーカー規制法において規制される「つきまとい等」に相当する行為であるが恋愛感情等によらないものを同法の規制対象とする必要性について、その実態及び諸外国の制度を踏まえて検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。その際、規制が過度に広範なもの

とならないよう留意すること。

- 六 ストーカー加害者に対する再犯防止のためのカウンセリングや治療が重要であるにもかかわらず、警察からの働きかけが実際の治療等に結び付いている例が少ないという実態に鑑み、その原因を分析するとともに、関係府省庁が連携して、カウンセリングや治療の費用負担軽減、医療体制の確立・拡充、加害者及びその家族からの相談窓口の拡充を始めとする適切な措置を講ずること。
- 七 専門的な立場から被害者の心のケアが十分に行われ、加害者への治療等が促進されるよう、都道府県警察への心理専門職の配置を支援するなど、被害者の相談や加害者への対応時に心理専門職の活用に努めること。
- 八 ストーカー事案の被害者が、早期の段階で関係機関につながるように、警察だけでなく国及び地方公共団体の相談窓口を充実させるとともに、民間の自主的な活動を含めた連携協力を推進すること。また、令和3年法改正以降の進捗状況を報告すること。
- 九 ストーカー事案を始めとする恋愛感情のもつれに起因する暴力的事案については、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいことから、警察においては、ストーカー行為等の被害者等の安全の確保を最優先に対応すること。
- 十 ストーカー事案の危険性・切迫性の適正な評価、とりわけ被害者から相談や被害届の取下げの申出があった際に、被害者が加害者等の影響下にないかを確認するなどの被害者の真意の慎重な見極めが、全国の警察においてあまねく実施されるよう、知見や経験のある警察官の育成・配置、当該知見等をいかした対応マニュアルの作成・共有等を行うこと。
- 十一 ストーカー事案の相談等件数が高止まりしている現状に鑑み、ストーカー行為等の原因について分析するとともに、その背景にある孤独・孤立などの社会課題の解決や被害者にも加害者にもならないための予防啓発・教育の実施など、ストーカー行為等の根絶に向け、政府一丸となって取り組むこと。
右決議する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第2号）

（衆議院 7.11.25可決 参議院 11.26内閣委員会付託 12.3本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、いわゆる紛失防止タグを「位置特定用識別情報送信装置」と定義した上で、当該装置を所持する相手方の承諾を得ないでその位置情報を取得する行為等を接近禁止命令等における禁止行為として追加する。
- 二、この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。
【附帯決議】（7.12.2内閣委員会議決）
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。
 - 一 DV事案の相談件数が増加傾向にあり、その内容も多様化・複雑化していることに鑑み、その実態について不断の情報収集・分析を行い、必要な対策を講ずること。また、被害者等の位置情報を把握する行為に着目した接近禁止命令等の在り方について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
 - 二 加害者に自らの暴力の責任を自覚させる「配偶者暴力加害者プログラム」について、被害者支援にもつながる重要なものであるという認識のもと、都道府県等に対する交付金を活用した実施を更に推進するとともに、地方公共団体、民間団体の関係者等への支援について、加害者へのプログラム参加義務付けを含めた検討を行うなど、全国的な実施の実現に向けた取組を加速すること。
- 三 デートDVを含む配偶者等からのあらゆる暴力の予防と根絶に向け、配偶者等からの暴力の原因を分析するとともに、関係機関との連携を一層強化し、加害者、被害者、傍観者にならないた

めの予防啓発・教育を始めとする効果的な施策を推進すること。

四 被害者の相談対応や安全確保のための支援、生活再建や心身の回復に向けた支援を担う女性相談支援員の適正な配置など公的相談窓口体制を確保し、24時間相談体制の整備を目指すこと。併せて、被害者支援において重要な役割を果たしている民間支援団体への財政支援と連携を強化すること。

五 女性相談支援員の多くが非常勤という実態があることを踏まえ、女性相談支援員の常勤化、処遇改善が図られるよう、必要な取組を行うこと。

右決議する。

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）

（衆議院 7.11.25可決 参議院 11.26法務委員会付託 12.3本会議可決）

【要旨】

本法律案は、更生保護制度の充実を図るため、保護司の安全確保を図り、その適任者を確保するための措置を講ずるとともに、更生保護事業における保護の対象者の拡大等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、幅広い世代から多様な保護司の担い手を確保するための規定の整備

1 保護司の使命及び委嘱条件を見直す。

2 保護観察所の長が、保護司の職務に関する広報を実施するとともに、保護司の推薦を行うに当たり、関係行政機関等の協力を得て、多様な人材の確保に資するように努めるものとする規定を追加する。

3 保護司の任期を2年から3年に延長する。

二、保護司の活動環境を改善するための規定の整備

1 保護司会の任務に、更生保護サポートセンターの運営を追加する。

2 保護観察所の長が、保護司会等に対して必要な支援を行うものとする規定を追加する。

3 地方公共団体による保護司会等の活動に対する協力に関する規定を整備するとともに、民間事業者による保護司である従業者への配慮規定を追加する。

三、保護司が安全に安心して活動できるようにするための規定の整備

1 保護司が保護観察対象者等と面接をする場所の確保等を、国の責務として規定する。

2 保護司が面接場所を柔軟に選択できるよう、その職務の執行区域を弾力化する。

3 保護観察所の長が、保護観察対象者の再犯リスク等を的確に把握できるよう、公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることができるものとする規定を追加する。

四、更生保護制度をより一層機能させるための規定の整備

1 生活環境の調整を行う対象者や、更生保護事業における保護の対象者の範囲を拡大する。

2 地方公共団体による更生保護事業や更生保護活動に対する協力に関する規定を整備する。

五、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（7.12.2法務委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 保護司の減少傾向や高齢化の流れに対処するための改正法の趣旨を踏まえ、今後とも必要に応じ報酬制の導入を検討するなど、引き続き保護司の量及び質の一層の拡充のための取組を進めること。

二 保護司の活動を充実・強化するためには、保護司の経済的な負担軽減が不可欠であることから、国において、保護司実費弁償金の対象となる範囲をその職務範囲に見合ったものとなるよう適切に定めるとともに、必要な予算を確保するよう努めること。

三 保護司が安全・安心に活動を継続していくことができるよう、国は、保護観察対象者の特性に応じて保護観察官の直接担当とすることや、保護司複数指名制を適切に活用するほか、地方公共団体との連携を緊密に行い、更なる安全・安心のための対策強化に向けた取組の推進に努めるこ

と。

四 保護司が保護区の区域外においても職務を行うことができることとされたこと等を踏まえ、今後ともデジタル技術の活用や、更生保護サポートセンターの増設及び利用時間帯の拡大、地方公共団体と連携した適切な面接場所の確保など、保護司活動の一層の利便性の向上のための取組を進めること。また、これに伴い、保護司等が保護観察対象者との面接時にオンライン又は公の施設等を利用する際は、そのプライバシーの保護に十分に配慮すること。

五 社会奉仕の精神に基づく保護司の活動を広く国民に周知させ、犯罪の予防のための保護司の意義について世論の啓発に努めること。

六 保護観察対象者の抱える問題が複雑多様化する中、保護観察官は、高い専門性を生かして保護観察処遇等に当たっており、保護司活動をサポートするほか、その安全確保策を進めるに当たっても極めて重要な役割を担っていることから、再犯リスクの分析・評価能力や医療や福祉などの専門的支援が必要な事案等への対応能力の向上を図るための研修の充実など、その職務の遂行に必要な専門性の一層の強化を図るための取組を進めること。あわせて、保護観察官の増員について、引き続き必要な措置を講ずるよう努めること。

七 保護司と保護観察官、更生保護施設その他関係機関との緊密な連携を確保し、情報共有体制の強化に努め、保護観察対象者の改善更生に向けた必要な支援や環境調整を適切な時期に実施するよう努めること。

右決議する。

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案（閣法第4号）

（衆議院 7.11.27可決 参議院 12.1国土交通委員会付託 12.5本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 気象業務法の一部改正

- 1 気象庁が行う特別警報の対象となる現象に洪水を追加することとする。
- 2 気象庁は、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川について洪水の特別警報をする場合において、国土交通大臣又は関係都道府県知事に対し、当該河川の状況に関する情報の提供を求めることができることとし、当該求めを受けた国土交通大臣等は、当該情報を提供しなければならないこととする。
- 3 気象庁は、二の1の海岸について、国土交通大臣及び都道府県知事と共同して、水位を示して高潮についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならないこととする。
- 4 外国人等は、予報業務の許可を受けようとする場合には、国内代表者等を定めなければならないこととする。また、予報業務の許可を受けた者の所在（外国人等にあつては国内代表者等の所在）を確知できないときに簡易な手続によりその許可の取消しができる制度、気象業務法等に違反する行為を行った者の氏名等を公表できる制度を創設することとする。

二 水防法の一部改正

- 1 国土交通大臣は、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮のおそれがあると認められるときは、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、その状況を水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないこととする。
- 2 河川管理者等は、その管理する河川等について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事等に通報しなければならないこととする。また、当該通報を受けた都道府県知事等は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者等及び気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないこ

ととする。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から6月以内の政令で定める日から施行することとする。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第5号）

（衆議院 7.12.11可決 参議院 12.15内閣委員会付託 12.16本会議可決）

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する令和7年8月7日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給月額及び期末手当、勤勉手当その他諸手当の額の改定を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

1 俸給表の改定

全ての俸給表の俸給月額について、初任給を始め若年層に重点を置きながら引き上げる。

2 諸手当の改定

イ 期末手当及び勤勉手当の支給割合について、それぞれ年間0.025月分引き上げる。

ロ 本府省業務調整手当について、支給対象職員を拡大し、支給月額の上限割合を引き上げる。

ハ 特地勤務手当に準ずる手当について、新たに俸給表の適用を受ける職員となった者を手当の支給対象とする。

ニ 新たに第2種初任給調整手当を設け、地域別最低賃金に相当する額を下回らない月例給与水準を確保する。

ホ 新たに駐車場等に係る通勤手当を支給し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額を支給する。

二、施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、一の2のニ及びホは令和8年4月1日から施行し、一の1並びに一の2のイ、ロ及びハは令和7年4月1日から適用する。

2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第6号）

（衆議院 7.12.11可決 参議院 12.15内閣委員会付託 12.16本会議可決）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

1 特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。

2 内閣総理大臣等の期末手当の支給割合について、年間0.05月分引き上げる。

3 常勤の委員等に支給する日額手当について、限度額を引き上げる。

4 常勤の特別職の職員に本府省業務調整手当を支給する。

5 国会議員が内閣総理大臣及び国務大臣等の職を兼ねる場合の給与は、当分の間、支給しない。

二、2025年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正

政府代表の俸給月額を引き上げる。

三、2027年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部改正

政府委員の俸給月額を引き上げる。

四、施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、一の1から4、二及び三は令和7年4月1日から適用する。

2 その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）

（衆議院 7.12.11可決 参議院 12.15総務委員会付託 12.16本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、基準財政需要額の算定方法の改正

- 1 経済対策の事業や委託料等の物価高対応等の円滑な実施に必要な財源を措置するため、令和7年度に限り、「臨時経済対策費」を設ける。
- 2 地方公務員の給与改定に必要な財源を措置するため、令和7年度に限り、「給与改定費」を設ける。
- 3 臨時財政対策債の償還に要する経費の財源を措置するため、令和7年度に限り、「臨時財政対策債償還基金費」を設ける。
- 4 臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額について、令和8年度にあっては、臨時財政対策債償還基金費の額の100分の75に相当する額を、令和9年度にあっては、当該額を臨時財政対策債償還基金費の額から控除した額を、それぞれ控除する特例を設ける。

二、地方交付税の総額の特例

- 1 令和7年度に活用することとしていた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円について、その活用を取りやめる。
- 2 令和7年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例を改正する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）

（衆議院 7.12.11可決 参議院 12.15法務委員会付託 12.16本会議可決）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の変動率の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、報酬月額の変動率の改定

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を引き上げる。

二、施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、令和7年4月1日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）

（衆議院 7.12.11可決 参議院 12.15法務委員会付託 12.16本会議可決）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の変動率の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給月額の変動率の改定

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を引き上げる。

二、施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、令和7年4月1日から適用する。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）

（衆議院 7.12.11可決 参議院 12.15外交防衛委員会付託 12.16本会議可決）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等の措置を講

じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、一般職の国家公務員の例に準じて管理監督職員、指定職俸給表又は自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄若しくは陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける職員及び常勤の防衛大臣政策参与に対して本府省業務調整手当を支給する。
- 二、當外手当の月額を7,270円とする。
- 三、自衛隊法第45条の2第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に支給される12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ100分の72.5等及び100分の52.5等とする。
- 四、常勤の防衛大臣政策参与、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）に支給される12月期の期末手当の支給割合を100分の177.5とする。
- 五、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生に支給される自衛官候補生手当の月額、学生に支給される学生手当の月額及び生徒に支給される生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定する。
- 六、一般職の国家公務員の例に準じて第二種初任給調整手当を新設する。
- 七、再任用職員に支給される6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ100分の71.25等及び100分の51.25等とする。
- 八、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される6月期及び12月期の期末手当の支給割合を100分の175とする。
- 九、予備自衛官手当及び即応予備自衛官手当の月額をそれぞれ引き上げる。
- 十、本法律は、公布の日から施行し、一から五までについては、令和7年4月1日から適用する。ただし、六から九までについては、令和8年4月1日から施行する。

医療法等の一部を改正する法律案（第217回国会閣法第21号）

（衆議院 7.11.27修正議決 参議院 12.1厚生労働委員会付託 12.5本会議可決）

【要旨】

本法律案は、高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据え、地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、都道府県は、地域医療構想において、将来の医療提供体制の基本的な方向に関する事項等を定める。
- 二、医療機関機能等報告対象病院等の管理者が、都道府県知事に報告しなければならない事項に、医療機関機能を追加する。
- 三、都道府県が医療計画において定める事項に、重点的に医師の確保を図る必要がある区域として厚生労働大臣が定める基準を参酌して定める重点区域における医師の確保の方針等を追加する。
- 四、都道府県は、重点区域の病院等に勤務する医師の手当の支給に関する事業を行うことができる。当該事業に要する費用は、医療保険者等から徴収する医師手当拠出金等をもって充てる。
- 五、都道府県知事は、外来医師過多区域において診療所を開設しようとする者に対し、地域外来医療の提供をすべき旨の要請、勧告等を行うことができる。厚生労働大臣は、当該勧告を受けた診療所の保険医療機関の指定を行うに当たっては、3年以内の期限を付することができる。
- 六、医療機関等の開設者等は、社会保険診療報酬支払基金等に対し、電子診療録等情報を提供することができる。同基金等は、患者の同意が得られた場合等において、当該患者に医療を提供する医師等の求めに応じて、電子診療録等情報を用いて必要な情報を提供し、又は閲覧できるようにしなければならない。
- 七、社会保険診療報酬支払基金の名称を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に改めるとともに、当該機構の目的に、情報基盤の整備及び運営に関する事務を行うことを追加する。
- 八、この法律は、一部を除き、令和9年4月1日から施行する。
なお、衆議院において、厚生労働大臣が行う必要な助言に関する規定の追加、病床数の削減を支

援する事業等に関する事項の追加、同事業に要する費用に係る国の負担に関する規定の追加及び電子診療録等情報の利用等の推進に関する事項の修正を行うとともに、外来医師過多区域における新たな診療所の開設の在り方、四の事業を行うに当たり医療保険者等が意見を述べる仕組みの構築及び介護・障害福祉従事者の適切な処遇の確保についての検討規定を追加する等の修正が行われた。

【附帯決議】（7.12.4厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、医師手当事業の実施に当たっては、その費用に保険料が充当されることを踏まえ、拠出者である保険者の本来の機能を棄損することなく、また、被保険者の負担や制度の公平性に十分留意し、重点的に医師の確保を図る必要がある区域に派遣された医師及び従事する医師に対して実際に支払われた手当増額に用途を限定した上で、目安を示すほか、拠出者である保険者協会を含む保険者がある実施状況等について確認や検証を行い、意見を述べるなど関与できる体制を確保すること。加えて、社会保障改革を進めていく中で現役世代の保険料負担を抑えるとの方針の下、当該事業により保険料が上昇しないよう保険給付と一体的に対応を図ること。
また、安易に保険料財源を充てる前例とせず、引き続き医師偏在対策に向けて、憲法上の職業選択の自由や営業の自由と保険医療機関の指定等との関係を整理し、更なる規制的手法を検討するとともに、対策の効果検証を定期的に行い、必要な見直しを行うこと。
- 二、病床数の削減の規定の運用に当たっては、医療費削減ありき、数字ありきではなく、各地域の医療の質の確保を前提とし、人口減少に応じた合理的な病床数削減という考え方の下、その地域の実情や地域の医療提供体制を確保する観点を踏まえ、取り組むこと。
- 三、オンライン診療受診施設の設置に当たっては、過疎地を含め全国にあまねく所在している利便性を活かし、郵便局をオンライン診療、オンライン服薬指導、薬剤の配送等の拠点として積極的に活用することができるよう、環境整備を図ること。
- 四、医療機関の業務における情報の電子化の実現に当たっては、官民データ活用推進基本法第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の先端的な技術を活用すること。
- 五、電子カルテ情報共有サービスの運用に伴う費用の負担について、サービスの普及状況及び効果等を定期的に検証した上で、最低でも5割程度の普及率に達するまでの基盤整備期間中は、国において必要な財政支援を行うこと。
- 六、社会保険診療報酬支払基金の組織体制の見直しに当たっては、医療DXに関する専門人材を十分確保すること。また、改組後の組織運営に要する費用負担の在り方については、審査支払業務と医療DX関連業務の双方を十全に担っていくこと等を踏まえて、検討すること。
- 七、地域医療介護総合確保基金の運用状況を踏まえ、新たに市町村が都道府県と連携して「医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」及び「医療従事者の確保に関する事業」を行うモデル事業を実施し、その実施状況を踏まえ、地域医療介護総合確保基金の運用の在り方を含め、事業の在り方について検討を行うこと。
- 八、介護・障害福祉従事者の適切な処遇の確保についての検討は、介護・障害福祉に関するサービスを担う優れた人材の確保が要介護者等及び障害者・障害児に対するサービスの水準の向上に資することにも鑑み、介護・障害福祉に関するサービスの種類ごとの介護・障害福祉従事者の処遇の状況等を踏まえて行うこと。その上で、介護・障害福祉従事者の処遇改善については、全産業との間で差があることも踏まえ、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、賃上げに結び付く措置を早急に講ずること。
- 九、地域医療構想の推進にも資するよう、外来医師過多区域における新規開設者のみならず既存の無床診療所についても、現に診療が行われていることや、地域の医療提供体制の確保に留意しつつ、改正後の医療法第30条の18の6に規定する届出事項に準ずる事項に関する実態を把握するための必要な環境整備の検討を行うこと。
- 十、総合診療専門医の育成と活用に向けた取組を更に推進すること。また、薬剤師や看護師等医師

以外の医療従事者の職能の向上と活用に向け、適切な処遇改善を含む取組を進めること。

十一、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、かかりつけ医機能に関する診療報酬制度について、疾病に応じた包括支払制度の在り方について検討を行うこと。

十二、医療計画のロジックモデル活用が出来ていない、あるいは、十分な取組が出来ていない都道府県における第8次医療計画での導入や改善を行うとともに、がん対策基本法の取組のように、5疾病6事業並びに在宅医療に係る厚生労働大臣の基本方針等における活用等並びに都道府県へのロジックモデル例の提示等の支援に取り組むこと。さらに、ロジックモデルのアウトカムについて患者及び住民の健康状態等の改善を中核とすることの徹底、指標や医療圏等の単位ごとのデータ、評価に関する資料の提供や、都道府県職員等及び関係機関の職員を対象とした評価ガイドラインに基づく研修の実施に取り組むこと。そして、ロジックモデルに関する必要かつ多様な指標の整備を進め、それらを用いた分析のための基盤整備、医療圏単位等の把握・分析に資する必要な取組を行うこと。また、医療計画等の策定等に当たっては、実効的な医療計画の作成等を実現するために必要な都道府県職員の育成・確保の支援措置を検討し実施するとともに、患者・住民が主体的に参画・関与できる環境整備を進め、患者が質の高い医療を受けられているかの把握や、理解しやすいロジックモデル等の公表に関する取組の実施を図ること。ロジックモデルの活用について、障害者・障害児医療、難病医療等のほか、歯科口腔保健、健康増進計画、介護保険事業（支援）計画、子ども施策等に係る計画体系についても同様の取組を進めること。

十三、地域医療介護総合確保基金について、ロジックモデルを活用した総合的な評価を行い、その結果を事業の見直し及び次期計画に反映するようにすること。

十四、保険者が十分にその機能を発揮できるよう、政府において、保険者向けにロジックモデルに基づく医療提供体制のPDCAサイクルの実施等に関する研修の機会を設ける等の必要な支援を行うこと。

十五、国民の生命・健康を守るために、更には、国民の保険料負担を軽減するためにも、疾病の発症・重症化・死亡を防ぐための予防施策に係る医療資源の戦略的投資の在り方について、生活習慣病やがん等を中心に、リスクに応じた検診の拡充を進めるとともに、受診率の向上や精密等検査並びに、早期発見・早期治療を含む適時・適切な治療の実施を推進すること。また、その予防・重症化予防策の推進による医療費・介護費の財政効果を含め中長期的な効果について科学的検証等を行い、必要な政策の実施を講ずること。

十六、85歳以上の高齢者の医療需要の増加に万全の対応を行うこと。中でも、低栄養や筋量の低下を背景として、入院する原疾患が肺炎や骨折などに変化していくことや、高齢者にとっては入院がリスクになることも踏まえ、入院しないで済むよう在宅医療を強化すること。また、肺炎については、80歳以上の高齢者にリスクが集中していることから、普及啓発だけでなく、ワクチンや治療薬のアクセスをよくすること。高齢者に対する食事については、ペースト食や低栄養・サルコペニアに対する治療に資する食事が普及するよう、診療報酬上加算の評価を含め検討すること。

十七、患者の受療機会の確保と精神療法の充実の観点から、患者の安全性を踏まえ、厚生労働科学研究等により蓄積された実施例、並びにこれまでの検討過程における様々な議論を踏まえつつオンライン精神療法の初診の在り方を検討すること。

右決議する。

本院議員提出法律案

所得税法の一部を改正する法律案（参第1号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、所得税の扶養控除に係る控除対象扶養親族に年齢16歳未満の扶養親族を加えるものである。

地方税法の一部を改正する法律案（参第2号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、個人の住民税の扶養控除に係る控除対象扶養親族に年齢16歳未満の扶養親族を加えようとするものである。

刑法の一部を改正する法律案（参第3号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、日本国に対して侮辱を加える目的で、日本国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損する行為についての処罰規定を整備しようとするものである。

防諜に関する施策の推進に関する法律案（参第4号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、国際情勢の複雑化、情報通信技術等の活用の進展等に伴い、防諜に係る機能の強化が喫緊の課題となっていることに鑑み、我が国及び国民の安全の確保に資するため、防諜に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項及び集中的に講ずべき施策について定めることにより、防諜に関する施策を総合的に推進しようとするものである。

特定秘密の保護に関する法律及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の一部を改正する法律案（参第5号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、適性評価における調査項目の拡充並びに特定秘密及び重要経済安保情報を外国政府等又は外国政府等による情報収集活動に協力する義務を負うものに漏らす行為並びに特定秘密文書等及び重要経済安保情報文書等を毀棄する行為に対する罰則の整備を行おうとするものである。

新型コロナウイルス感染症対策及びmRNAワクチン施策等検証委員会の設置等に関する法律案（参第6号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症に対する対策及びmRNAワクチンに関する施策等についての検証等並びにその結果に基づく内閣への提言を行わせるため、新型コロナウイルス感染症対策及びmRNAワクチン施策等検証委員会の設置等について定めようとするものである。

政党交付金の交付を受ける政党の組織及び管理運営の透明性及び公正性の向上を図るための制度の導入に関する法律案（参第7号）

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政党の政治活動の公明と公正の確保のためにはその組織及び管理運営の透明性及び公正性の向上が求められること、とりわけ政党交付金の交付を受ける政党については、政党交付金が議会制民主政治における政党の機能の重要性に鑑みて国民から徴収された税金その他の貴重な財源により交付されるものであることから、その向上が特に求められることに鑑み、政党交付金の交付を受ける政党の組織及び管理運営の透明性及び公正性の向上を図るために必要な制度の導入を早期に行うため、その導入について、基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めようとするものである。

衆議院議員提出法律案

(衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載)

愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法案 (衆第5号)

(衆議院 7.11.27可決 参議院 12.1文教科学委員会付託 12.3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、令和8年に開催される愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会(以下「大会」と総称する。)が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、最近における社会経済情勢の急激な変化に対して経費の削減等を図りつつ的確に対応するとともに、大会の円滑かつ安全な実施を確保する観点から施設の警備、暑熱に関する対策等に万全を期するため、必要な特別措置について定めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、国は、大会の準備及び運営を行うことを目的とする公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会(以下「組織委員会」という。)に対し、大会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。
- 二、お年玉付郵便葉書等に関する法律に規定する寄附金付郵便葉書等は、組織委員会が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。
- 三、組織委員会については、無線局の免許・登録申請等の手数料及び無線局の電波利用料に係る電波法の規定を適用除外とする。
- 四、この法律は、公布の日から施行する。

高次脳機能障害者支援法案(衆第10号)

(衆議院 7.12.8可決 参議院 12.15厚生労働委員会付託 12.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、高次脳機能障害者に対する支援に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、地域での生活支援、相談体制の整備、高次脳機能障害者支援センターの指定等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「高次脳機能障害」とは、疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として政令で定めるものをいう。
- 二、基本理念として、高次脳機能障害者に対する支援は、高次脳機能障害者の意思を尊重しつつ高次脳機能障害者の自立及び社会参加の機会が確保されること並びに高次脳機能障害者が個人としての尊厳を保ちつつ他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、行われなければならないこと等を定める。
- 三、国は、二の基本理念にのっとり、高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を策定し及び実施する責務を有するとともに、その責務を遂行するに当たっては、高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し及び実施するため必要な措置を講ずるものとする。
- 四、政府は、高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- 五、国及び地方公共団体は、高次脳機能障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、高次脳機能障害者に対し、必要な支援に努めなければならない。
- 六、都道府県知事は、地域の高次脳機能障害者支援業務を、高次脳機能障害者支援センターに行わせ、又は自ら行うことができる。
- 七、都道府県は、専門的に高次脳機能障害の診断、治療、リハビリテーション等を行うことができると認める病院又は診療所を確保するよう努めなければならない。

八、都道府県は、高次脳機能障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者により構成される高次脳機能障害者支援地域協議会を置くよう努めなければならない。

九、この法律は、令和8年4月1日から施行する。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第14号）

（衆議院 7.12.11可決 参議院 12.15議院運営委員会付託 12.16本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、各議院の議長、副議長及び議員が受ける期末手当の支給割合を令和10年7月31日（同日までに衆議院が解散されたときは、解散の日の属する月の末日）までの間、現行の水準に据え置く。

二、この法律は、公布の日から施行する。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第15号）

（衆議院 7.12.11可決 参議院 12.15議院運営委員会付託 12.16本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国会議員の秘書の全給料月額を改定する。

二、給料表並びに給料の級及び号給に応じ、業務調整手当を支給する。

三、令和7年12月期の勤勉手当の支給割合を改定する。

四、令和8年度以後の勤勉手当の支給割合を改定する。

五、この法律は、公布の日から施行する。ただし、一から三については令和7年4月1日から適用し、四については令和8年4月1日から施行する。

六、その他所要の規定の整理を行う。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（第218回国会衆第1号）

（衆議院 7.11.25修正議決 参議院 11.25財政金融委員会付託 11.28本会議可決）

【要旨】

本法律案は、現下の揮発油の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るため、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例を廃止するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、揮発油税及び地方揮発油税の「当分の間税率」の廃止等

揮発油税及び地方揮発油税の「当分の間税率」は廃止するものとし、これに関連する規定を削除する。

二、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置

一定の揮発油の製造者等が揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止時に所持する一定の揮発油について、所定の手続に基づき、税率の差額分を控除・還付する経過措置を講ずる。

三、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止を踏まえた軽油引取税の税率の特例に関する措置

国は、軽油引取税の「当分の間税率」について、財源の確保、地方財政への配慮等に加え、軽油引取税に特有の実務上の課題に適切に対応した上で、軽油の卸売価格の抑制を目的として国が交付する補助金に代えて、令和8年4月1日に廃止するものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。

四、安定財源の確保の方針

国は、揮発油税及び地方揮発油税並びに軽油引取税の「当分の間税率」の廃止のための安定財源の確保については、次の方針に基づき検討を行い、結論を得るものとする。

- 1 徹底した歳出の見直し等の努力による財源の確保を前提としつつ、法人税関係特別措置の見直し、極めて高い所得に対する負担の見直し等の税制措置を検討し、令和7年末までに結論を得る。
- 2 道路及びこれに関連する社会資本の保全の重要性等にも留意しつつ、安定財源を確保するための具体的な方策を引き続き検討し、この法律の公布後おおむね1年を目途に結論を得る。
- 3 地方の安定財源の確保については、具体的な方策を引き続き検討し、速やかに結論を得る。その際、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方財政措置において適切に対応する。

五、施行期日

この法律は、令和7年12月31日から施行する。ただし、三及び四は、公布の日から施行する。なお、本法律施行に伴う平年度の租税減収見込額は、約1兆205億円である。

【附帯決議】（7.11.27財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 運輸事業振興助成交付金については、安全運行や地球温暖化対策など社会の要請に応える使途に充当されていることを踏まえ、軽油引取税の「当分の間税率」廃止後も維持されるよう、法改正を含め必要な措置を講ずること。
- 二 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に基づき沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して講じられている揮発油に係る税負担軽減措置については、沖縄県の負担や地理的特性を踏まえ、揮発油税及び地方揮発油税の「当分の間税率」廃止後も、その税負担軽減措置が適切に維持されるよう、政令改正を含め必要な措置を講ずること。
右決議する。

予 算

令和七年度一般会計補正予算（第1号）

令和七年度特別会計補正予算（特第1号）

（衆議院 7.12.11可決 参議院 12.11予算委員会付託 12.16本会議可決）

【概要】

日本経済は、持ち直しつつあるものの、消費者物価指数の前年比は、令和4年4月以降、3年7か月連続で2%を上回って推移し、実質賃金の前年比は足下で10か月連続の減少と、物価上昇に賃金の伸びが追いつかない状態が続いている。政府は、経済成長の果実を広く国民に行き渡らせ、誰もが豊かさを実感し、未来への不安が希望に変わり、安心できる社会を実現するためとして、令和7年11月21日に国費等21.3兆円程度、事業規模42.8兆円程度の「強い経済」を実現する総合経済対策」を閣議決定した。

経済対策の裏付けとなる令和7年度補正予算は、令和7年11月28日に閣議決定された。一般会計歳出において経済対策の実施に必要な経費の追加等を行う一方、同歳入において、租税及印紙収入等の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入や公債金の増額を行うものである。

歳出については、生活の安全保障・物価高への対応のための経費8兆9,041億円、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現のための経費6兆4,330億円、防衛力と外交力の強化のための経費1兆6,560億円、今後への備え（予備費の確保）のための経費7,098億円、国債整理基金特別会計へ繰入1兆1,323億円等が追加された一方、既定経費1兆1,950億円が減額された（うち国債費の減額1兆1,604億円）。歳入では、租税及印紙収入2兆8,790億円の増収とともに、税外収入1兆155億円の増収を見込むほか、前年度剰余金受入2兆7,129億円、公債金11兆6,960億円（建設公債3兆5,390億円、特例公債8兆1,570億円）を増額することとされた。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額は18兆3,034億円となり、これを加えた令和7年度一般会計予算の総額は歳入歳出ともに133兆5,012億円となった。

令和7年度一般会計補正予算（第1号）のフレーム

歳出の補正		歳入の補正	
1. 生活の安全保障・物価高への対応	8兆9,041億円	1. 税収	2兆8,790億円
2. 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現	6兆4,330億円		
3. 防衛力と外交力の強化	1兆6,560億円	2. 税外収入	1兆155億円
4. 今後への備え（予備費の確保）	7,098億円	3. 前年度剰余金受入	2兆7,129億円
小計（経済対策関係経費）	17兆7,028億円	4. 公債金	11兆6,960億円
5. その他の経費	6,633億円	（1）建設公債	3兆5,390億円
6. 国債整理基金特別会計へ繰入	1兆1,323億円	（2）特例公債	8兆1,570億円
7. 既定経費の減額	▲1兆1,950億円		
合計（A）	18兆3,034億円	合計	18兆3,034億円
当初予算額（B）	115兆1,978億円		115兆1,978億円
補正後予算額（A）+（B）	133兆5,012億円		133兆5,012億円

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

（出所）財務省資料より作成

予備費等承諾を求めるの件

令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費予算額1兆円のうち、令和6年9月3日に使用を決定した金額は9,891億円で、その内訳は、燃料油価格激変緩和対策事業等に必要な経費9,853億円、タクシー事業者に対する液化石油ガス価格激変緩和対策事業に必要な経費37億円である。

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

一般会計予備費予算額1兆円のうち、令和6年4月23日から12月10日までの間に使用を決定した金額は5,271億円で、その内訳は、道路等災害復旧事業等に必要な経費2,282億円、災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費966億円、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費803億円などである。

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

一般会計予備費予算額1兆円のうち、令和7年2月28日から3月21日までの間に使用を決定した金額は1,686億円で、その内訳は、能登の創造的復興の支援に必要な経費500億円、大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費470億円、災害廃棄物処理事業に必要な経費422億円などである。

決算その他

令和六年度一般会計歳入歳出決算、令和六年度特別会計歳入歳出決算、令和六年度国税収納金整理資金受払計算書、令和六年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 7.12.3決算委員会付託 継続審査)

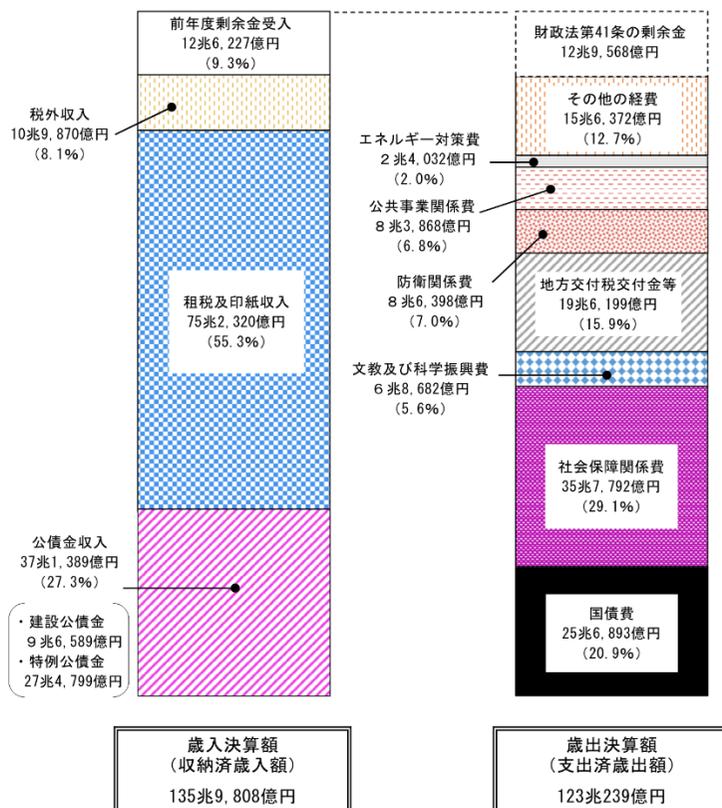
令和六年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は135兆9,808億円、歳出決算額は123兆239億円であり、差引き12兆9,568億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、令和七年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は2兆2,645億円である。

令和六年度特別会計歳入歳出決算における13の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は425兆6,986億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は407兆3,951億円である。

令和六年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は103兆7,547億円であり、資金からの支払命令済額は24兆1,307億円、資金からの一般会計等の歳入への組入額は78兆229億円であるため、差引き1兆6,010億円の剰余を生じた。

令和六年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は2兆794億円、支出済額を合計した支出決算額は2兆451億円である。

〈令和六年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(注) () 内は構成比であり、単位未満四捨五入。

(出所) 「一般会計歳入歳出決算」より作成

令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 7.12.3決算委員会付託 継続審査)

令和6年度国有財産増減及び現在額総計算書における6年度中の国有財産の差引純増加額は2兆7,938億円、6年度末現在額は140兆4,882億円である。

令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 7.12.3決算委員会付託 継続審査)

令和6年度国有財産無償貸付状況総計算書における6年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は762億円、6年度末現在額は1兆3,567億円である。

N H K 決算

日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 7.12.8議決 参議院 12.1総務委員会付託 12.3本会議是認)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和2年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和2年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,725億円、負債合計は4,516億円、純資産合計は8,209億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,099億円、経常事業支出は6,917億円となっており、経常事業収支差金は181億円となっている。

日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 7.12.8議決 参議院 12.1総務委員会付託 12.3本会議是認)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和3年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和3年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,743億円、負債合計は4,134億円、純資産合計は8,609億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,001億円、経常事業支出は6,638億円となっており、経常事業収支差金は363億円となっている。

日本放送協会令和四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 7.12.8議決 参議院 12.1総務委員会付託 12.3本会議是認)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和4年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和4年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,970億円、負債合計は4,098億円、純資産合計は8,872億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,917億円、経常事業支出は6,753億円となっており、経常事業収支差金は163億円となっている。

日本放送協会令和五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 7.12.8議決 参議院 12.1総務委員会付託 12.3本会議是認)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和5年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和5年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆3,191億円、負債合計は4,455億円、純資産合計は8,735億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,518億円、経常事業支出は6,727億円となっており、経常事業収支差は208億円の赤字となっている。

日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和6年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和6年度は、一般勘定について、事業収入6,125億円、事業支出は6,574億円で、事業収支差金は449億円の不足となっている。